

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況（訂正後）

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	理事会への欠席が続く理事が見受けられる。については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお理事会への欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。（審査基準第3の1の(3)）	出席可能な日程の調整を行うとともに、理事の次期改選（平成31年6月開催の定時評議員会）にあわせ、出席していただける理事を選任する。
2	貴法人において、一部の役員の就任承諾書等が未徴収のままとなっている。法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点から理事となるとされているので、早急に徴収すること。（法第38条）	就任承諾書や履歴書等が未徴収の役員から徴収した。
3	貴法人において、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が公表されていない。理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられているので、ホームページを利用して公表すること。（法第59条の2第1項第2号）	本会ホームページへ「役員等の報酬等に関する規程」及び「評議員の報酬等に関する規程」を掲載し、公表した。
4	貴法人経理規程第31条において、会計責任者は、拠点区分又はサービス区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに会長に提出しなければならないとされているが、ほとんどの月において、月次試算表の作成及び報告が遅延しているので改善すること。なお、本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。（貴法人経理規程第31条第1項）	所管課である総務企画課の職員を1名増員し、会計処理の迅速化を図る。また、煩雑な事務処理を軽減するため、拠点区分の見直しの検討を平成31年度中に行い、平成32年度から新しい拠点区分を適用する。

